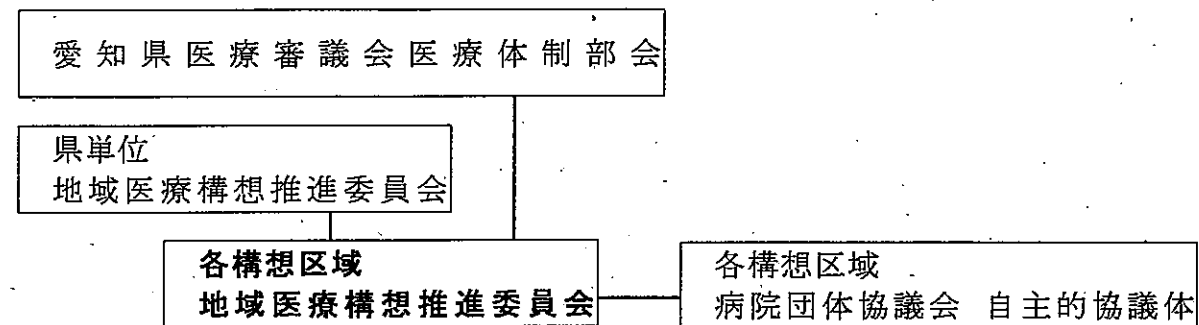


令和6年度の地域医療構想推進委員会の進め方について

1 本県の「地域医療構想」の推進体制

- 医療法第30条の14により、都道府県は構想区域ごとに、協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の必要病床数を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うこととされており、本県では、基幹保健所等を事務局とした各構想区域地域医療構想推進委員会を設置している。
- また、各構想区域地域医療構想推進委員会における議論が円滑に進むように支援するため、各構想区域地域医療構想推進委員会の委員長等関係者間で協議等が行なえるよう、県単位地域医療構想推進委員会を設置している。

＜地域医療構想に関わる組織イメージ＞



2 令和6年度の地域医療構想推進委員会の進め方

- 現在、各構想区域地域医療構想推進委員会では、個々の医療機関が自主的に作成した計画（病床整備や病床転換等）について協議を行っており、医療機関間の連携や機能分化（役割等）など、地域医療構想を達成するための現状認識や改善案に関する意見交換に時間が割かれていない。
- そこで、各構想区域（2次医療圏）での現状認識や改善案に関して、「医療計画における5疾病・6事業等」や「地域医療構想における各病床の機能区分等」をテーマとし、具体的な意見交換を行うことで、地域医療構想の推進や地域医療の充実を目指していくこととしたい。

令和6年度は年1回実施し、テーマは「高齢者救急医療」とする。
(令和7年度以降、年2回実施)

意見交換のためのデータ等資料や、意見のまとめ資料の様式は、
県単位地域医療構想推進委員会事務局より提供

●構想区域（2次医療圏）での意見交換、意見のまとめ資料の作成

各構想区域 病院団体協議会 自主的協議体

※地区医師会長など、医師会関係者にも参加いただく。

※名古屋・尾張中部区域は東西南北のブロックにて、それぞれ開催

※東三河北部区域、東三河南部区域は合同開催

地域医療介護総合確保基金（病床の機能分化と連携推進事業）を活用

●意見のまとめ資料の報告

各構想区域地域医療構想推進委員会

●意見のまとめ資料の発表、構想区域（2次医療圏）間の意見交換

県単位構想区域地域医療構想推進委員会

3 スケジュール（予定）

令和6年 9～10月頃 「地域医療構想の進め方に関する研修会」で資料
等配布

10～12月頃 構想区域 病院団体協議会 自主的協議体の開催

2月頃 各構想区域地域医療構想推進委員会の開催

3月頃 県単位構想区域地域医療構想推進委員会(第2回)